第3回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種別	予算	条例	その他	#
件数	2	1 4	4	2 0

(2) 議案の名称

議案第148号

議案第149号

議案第150号

<予算> 議案第136号 平成25年度尼崎市一般会計補正予算(第5号) 議案第137号 平成25年度尼崎市自動車運送事業会計補正予算(第1号) <条例> 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第138号 議案第139号 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例について 議案第140号 尼崎市提案型協働事業審査会条例について 議案第141号 尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例及び尼崎市立 園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に ついて 議案第142号 尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について 議案第143号 尼崎市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例について 議案第144号 公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ いて 議案第145号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例につい 7 議案第146号 尼崎市営住宅等PFI事業者選定委員会条例について 議案第147号 尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について

尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

尼崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例について

尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例について

議案第151号 尼崎市貸切自動車乗車料条例の一部を改正する条例について

<その他>

議案第152号 工事請負契約について(成徳小学校本校舎棟等耐震補強工事)

議案第153号 指定管理者の指定について(尼崎市立身体障害者デイサービスセ

ンター)

議案第154号 指定管理者の指定について (総合老人福祉センター)

議案第155号 訴えの提起について(建物明渡し等請求事件)

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故 4件 445, 299円

その他の事故 3件 1,057,005円

3 追加提出予定案件

<人事>

- 尼崎市公平委員会の委員の選任
- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任

第3回尼崎市議会定例会

議 案 説 明 資 料

種	別	予算	番	号	議案第136号	所	管	各事業所管課
件	名	平成25年度尼	己崎市	ī → 舟	_{设会計補正予算(第}	第5号	물)	

内容

1 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
198, 228, 530	628, 700	198, 857, 230		

2 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

歳	入	歳	出
款	補正予算額	款	補正予算額
地方交付税	77, 966	民生費	348, 700
国庫支出金	59, 308	教育費	280, 000
県支出金	196, 129		
繰越金	7, 297		
市債	288, 000		
合 計	628, 700	合 計	628, 700

3 繰越明許費

追加 (単位:千円)

款	項	事 業 名	金額
民生費	児童福祉費	法人保育園分園設置促進事業	95, 769
民生費	児童福祉費	子ども・子育て支援制度関係事業	60, 000
民生費	青少年費	児童ホーム整備事業	36, 500
民生費	青少年費	児童育成環境整備事業	25, 000
教育費	小学校費	学校施設耐震化事業	280, 000

4 債務負担行為

追加 (単位:千円)

事項	期間	限度額
市営住宅建替事業	平成 30 年度	5, 365, 000
給食調理業務委託事業	平成 26 年度	160, 622

変更 (単位:千円)

事項	補正	前	補正	後
学 復	期間	限度額	期間	限度額
公立保育所施設整備事業	平成 26 年度	275, 000	平成 26 年度	298, 000

5 補正予算の内容

兵庫県において設置されている「安心こども基金」を活用した保育施設、子ども・ 子育て支援新制度の実施に伴う電子システムの整備を実施するほか、学校施設の耐震 化に伴い遺跡の発掘調査などを実施する。費目別事業概要等は別紙のとおり。

費目別事業概要

民生費 348, 700 千円

乳幼児等医療費助成事業費

69,064 千円

市内居住の乳幼児等 (0歳児から小学3年生までの9歳児)を 対象とする医療費の一部助成に要する経費の増加が見込まれる ことから増額補正を行う。

障害児通所支援等給付費

118,617 千円

放課後等デイサービスの利用件数の増加等に伴い増額補正を行う。

法人保育園分園設置促進事業費

101,019 千円

本市の「待機児童対策プログラム」に基づき、県の安心こども基金を活用し、法人保育園の分園を設置することで、待機児童の解消を図る。

子ども・子育て支援制度関係事業費

60,000 千円

県の安心こども基金を活用し、子ども・子育て支援新制度に対応するため、電子システムの構築を行う。

教育費 280,000 千円

学校施設耐震化事業費 (小学校)

280,000 千円

園和小学校の耐震化工事において、工事予定地の試掘調査を行った結果、遺跡の存在が判明したため、文化財保護法に基づき 発掘調査を行う。

種	別	予算	番号	議案第137号	所 管	交通局経営企画課
件	名	平成25年度局	己崎市自真	動車運送事業会計補	非正予算	(第1号)

内容

1 補正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)等の制定により、消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、乗合自動車乗車料の改定等を実施するため、システム改修等に必要な補正予算を編成するもの。

2 補正予算の内容 収益的収入及び支出

> ○ 支出 (単位:千円)

		既決予定額	補正予定額	計
第	1款 自動車運送事業費用	2, 814, 775	21, 487	2, 836, 262
	第1項 営業費用	2, 776, 366	22, 474	2, 798, 840
	第2項 営業外費用	32, 919	△987	31, 932

種	別	条例	番号	議案第138号	所 管	給与課				
件	名	尼崎市職員の約	合与に関う	する条例の一部を	改正する纟	条例について				
	内									

1 改正理由

人事院勧告に基づく国の取扱いに準じ、50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、本市の昇給制度等の見直しを実施する。また、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引上げられることに伴い、退職後に生じる一定の無年金期間に対応するため、再任用職員の給与制度について改正を行う。

2 改正内容

- (1) 55歳を超える職員の昇給抑制 (第9条関係)
 - 55歳(医療職給料表適用者にあっては57歳)を超える職員の昇給について、標準の勤務成績では昇給しないこととし、極めて良好又は特に良好な成績で勤務した職員に限り昇給を行うものとする。
- (2) 昇格時号給対応表の改正(別表第10関係) 行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表の昇格時号給対応表について、高 位号給から昇格した場合の給料月額の増加額を一部縮減する。
- (3) 再任用職員の給与制度の改正(第21条、別表第1・3、付則37・59関係) 行政職給料表及び消防職給料表の再任用職員の給料月額を国に合わせて改正す るとともに、再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数について も、国に準じた支給月数に改める。なお、本改正は、昭和28年4月2日以降生ま れの再任用職員から適用する。

3 施行期日

平成26年4月1日

ただし、上記2(1)に係る改正については平成26年1月1日

尼崎市職員の給与に関する条例

改正後

(昇給)

第9条 1・2 略

3 前項の規定にかかわらず、55歳(医療職給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳) を超える職員に係る当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第1項の規定による昇給 は、同項に規定する期間の全部を極めて良好な成績又は特に良好な成績で勤務した職員に限り 行うものとし、当該職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、市規則で定める基準に従い、決 定するものとする。

(期末手当及び勤勉手当)

第21条 1・2 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

(削除)

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日(退職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、失職し、又は死亡した日。<u>第7項</u>において同じ。)現在において職員が受けるべき給料月額並びに扶養手当及び地域手当の月額の合計額とする。
- <u>5</u> 略
- 6 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員に支給される勤勉手当の総額は、<u>当該号に定める</u>額を超えてはならない。
 - (1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額の総額
 - (2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額の総額

(削除)

7 略

8 第5項の規定は、 $\underline{\hat{\mathbf{g}}}$ 6項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、 $\underline{\hat{\mathbf{g}}}$ 5項中 「前項」とあるのは、「 $\underline{\hat{\mathbf{g}}}$ 7項」と読み替えるものとする。

付 則

35 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員に支給される給料の月額は、第4条、第6条から第9条まで又は付則第33項の規定を適用して決定された給料月額(平成19年改正条例付則第6項から付則第8項までの規定により給料として支給される額を含む。次項において「給料月額」という。)に100分の97(行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。以下この項におい

現行

(昇給)

第9条 1・2 略

3 <u>55歳(医療職給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員に係る当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の昇給に関する前項の規定の適用については、同項中「4</u>号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれらに相当するものにあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第21条 1・2 略

- 3 再任用職員<u>(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。
- 4 再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」と あるのは「100分の14」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の14」とする。
- 5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日(退職し、失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、失職し、又は死亡した日。<u>第8項</u>において同じ。)現在において職員が受けるべき給料月額並びに扶養手当及び地域手当の月額の合計額とする。

<u>6</u> 略

- 7 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次<u>の各号</u>に掲げる職員に支給される勤勉手当の総額は、<u>それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</u>
 - (1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額の総額
 - (2) 第1項の職員のうち再任用職員(再任用短時間勤務職員を除く。) 当該再任用職員の勤勉 手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額の総額
 - (3) 第1項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額 に 100 分の 6 を乗じて得た額の総額

8 略

付 則

35 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員に支給される給料の月額は、第4条、第6条から第9条まで又は付則第33項の規定を適用して決定された給料月額(平成19年改正条例付則第6項から付則第8項までの規定により給料として支給される額を含む。次項において「給料月額」という。)に100分の97(行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。以下この項におい

- て「行政職員等」という。)でその属する職務の級が1級又は2級であるものにあっては100分の98、行政職員等でその属する職務の級が6級又は7級であるものにあっては100分の96、行政職員等でその属する職務の級が8級であるものにあっては100分の95)を乗じて得た額とする。ただし、第11条第2項、第12条の2第2項、第18条第2項並びに第21条第4項、第5項及び第7項並びに尼崎市職員退職手当支給条例第2条から第4条の3まで、第5条から第5条の3まで及び第5条の5の規定を適用する場合は、この限りでない。
- 36 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、教育職給料表(一)の適用を受ける職員(市長が指定する職員を除く。以下この項において「高校教諭等」という。)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員(その属する職務の級が1級である職員を除く。)に支給される給料の月額は、給料月額に100分の97(高校教諭等でその属する職務の級が1級であるものにあっては100分の98、高校教諭等(再任用職員を除く。)でその属する職務の級が3級又は4級であるものにあっては100分の96)を乗じて得た額とする。ただし、第11条第2項、第12条の2第2項、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第18条第2項並びに第21条第4項、第5項及び第7項、尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項並びに尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで、第6条から第6条の3まで及び第6条の5の規定を適用する場合は、この限りでない。
- 37 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける再任用職員で昭和 28 年 4 月 1 日以前に生まれたものに対する別表第 1 又は別表第 3 の規定の適用については、行政職給料表の適用を受ける再任用職員にあっては別表第 1 再任用職員の項中「257,600」とあるのは「236,100」と、「277,800」とあるのは「277,900」と、「319,100」とあるのは「313,500」と、「361,600」とあるのは「342,700」と、「395,400」とあるのは「374,600」と、「447,500」とあるのは「422,700」と、消防職給料表の適用を受ける再任用職員にあっては別表第 3 再任用職員の項中「257,600」とあるのは「243,700」と、「277,800」とあるのは「277,900」と、「319,100」とあるのは「313,500」と、「361,600」とあるのは「342,700」とする。

$38 \sim 40$ 略

41 付則第39項(前項の規定によりみなして適用する場合を含む。付則第43項において同じ。) の規定による住居手当(以下この項から付則第44項までにおいて「住居手当」という。)の支給を受けることができる期間は、初めて住居手当の支給を受けた日の属する月から起算して36月を経過する月までとする。

42 略

- 43 既に住居手当の支給を受けたことがある職員で、<u>付則第41項</u>に規定する期間(前項の規定による延長後の期間を含む。)を経過しているものについては、<u>付則第39項</u>の規定は、適用しない。
- 44 付則第39項から前項まで<u>に規定する</u>もののほか、住居手当の支給について必要な事項は、 市規則で規定する。

45~58 略

59 再任用短時間勤務職員で昭和28年4月1日以前に生まれたものに対する第21条第3項及 び第6項の規定の適用については、同条第3項中「100分の65」及び「100分の80」とあるの て「行政職員等」という。)でその属する職務の級が1級又は2級であるものにあっては100分の98、行政職員等でその属する職務の級が6級又は7級であるものにあっては100分の96、行政職員等でその属する職務の級が8級であるものにあっては100分の95)を乗じて得た額とする。ただし、第11条第2項、第12条の2第2項、第18条第2項並びに第21条第5項、第6項及び第8項並びに尼崎市職員退職手当支給条例第2条から第4条の3まで、第5条から第5条の3まで及び第5条の5の規定を適用する場合は、この限りでない。

36 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、教育職給料表(一)の適用を受ける職員(市長が指定する職員を除く。以下この項において「高校教諭等」という。)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員(その属する職務の級が1級である職員を除く。)に支給される給料の月額は、給料月額に100分の97(高校教諭等でその属する職務の級が1級であるものにあっては100分の98、高校教諭等(再任用職員を除く。)でその属する職務の級が3級又は4級であるものにあっては100分の96)を乗じて得た額とする。ただし、第11条第2項、第12条の2第2項、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第18条第2項並びに第21条第5項、第6項及び第8項、尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項並びに尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで、第6条から第6条の3まで及び第6条の5の規定を適用する場合は、この限りでない。

37~39 略

40 付則第38項(前項の規定によりみなして適用する場合を含む。付則第42項において同じ。) の規定による住居手当(以下この項から付則第43項までにおいて「住居手当」という。)の支給を受けることができる期間は、初めて住居手当の支給を受けた日の属する月から起算して36月を経過する月までとする。

<u>41</u> 略

- 42 既に住居手当の支給を受けたことがある職員で、<u>付則第40項</u>に規定する期間(前項の規定による延長後の期間を含む。)を経過しているものについては、<u>付則第38項</u>の規定は、適用しない。
- 43 付則第38項から前項まで<u>に定める</u>もののほか、住居手当の支給について必要な事項は、市 規則で定める。

$44 \sim 57$ 略

<u>は「100分の14」と、同条第6項第2号中「100分の32.5」とあるのは「100分の6」とする。</u> 別表第1

行政職給料表

職員の 区分	職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							

再任用	185, 800	213, 400	257, 600	277, 800	319, 100	361, 600	395, 400	447, 500
職員	100, 000	213, 400	<u> </u>	<u> 211,000</u>	319, 100	301, 000	<u>595, 400</u>	447, 500

別表第3

消防職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任用 職員	185, 800	213, 400	<u>257, 600</u>	277, 800	319, 100	<u>361, 600</u>

別表第10

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた	昇格後の号給										
号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級				

75	45	46	69	43	54	54	54
76	46	46	70	44	55	55	54
77	46	46	70	45	55	55	55
78	46	46	70	46	<u>55</u>	55	
79	47	47	71	47	55	55	
80	47	47	71	48	56	56	
81	47	47	71	49	56	56	
82	48	47	72	50	56	56	
83	48	48	72	51	<u>56</u>	<u>57</u>	
84	48	48	72	52	<u>57</u>	57	
85	49	48	73	53	<u>57</u>	<u>57</u>	
86	49	48	73	53	<u>57</u>	<u>58</u>	
87	49	49	73	54	<u>57</u>	58	
88	50	49	73	54	<u>58</u>	<u>59</u>	
89	50	49	74	55	<u>58</u>	<u>59</u>	
90	50	49	74	55	58	60	

別表第1

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							

再任用職員	185, 800	213, 400	<u>236, 100</u>	277, 900	<u>313, 500</u>	342, 700	374, 600	422, 700
椒貝								

別表第3

消防職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任用職員	185, 800	213, 400	243, 700	277, 900	313, 500	342, 700
机只						

別表第10

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた			昇相	各後の号	分 給		
号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

75	45	46	69	43	<u>55</u>	<u>55</u>	54
76	46	46	70	44	55	55	54
77	46	46	70	45	55	55	55
78	46	46	70	46	<u>56</u>	<u>56</u>	
79	47	47	71	47	<u>56</u>	<u>56</u>	
80	47	47	71	48	56	56	
81	47	47	71	49	<u>57</u>	<u>57</u>	
82	48	47	72	50	<u>57</u>	<u>57</u>	
83	48	48	72	51	<u>57</u>	<u>58</u>	
84	48	48	72	52	<u>58</u>	<u>58</u>	
85	49	48	73	53	<u>58</u>	<u>59</u>	
86	49	48	73	53	<u>58</u>	<u>59</u>	
87	49	49	73	54	<u>59</u>	60	
88	50	49	73	54	<u>59</u>	<u>60</u>	
89	50	49	74	55	<u>59</u>	<u>61</u>	
90	50	49	74	55	60	61	

91	51	50	74	56	<u>58</u>	<u>60</u>	
92	51	50	74	56	59	61	
93	51	50	75	57	59	61	
94		50	75	57	59	62	
95		51	75	57	60	62	
96		51	75	58	60	63	
97		51	76	58	60	63	
98		51	76	58	61	64	
99		52	76	59	61	64	
100		52	76	59	62	65	
101		52	77	59	62	65	-
			77				
102		52		60	<u>63</u>	<u>66</u>	
103		53	77	60	63	<u>66</u>	
104		53	77	60	<u>64</u>	<u>67</u>	
105		53	78	61	<u>64</u>	<u>67</u>	
106		53	78	61	<u>65</u>	<u>68</u>	
107		54	78	<u>61</u>	<u>65</u>	<u>68</u>	
108		54	78	<u>61</u>	<u>66</u>	<u>69</u>	
109		54	79	<u>62</u>	67	<u>69</u>	
110		54	79	62	68		
111		55	79	62	69		
112		55	79	62	70		
113		55	79	63	71		
114		55	80	63	72		
115		56	80	63	73		
116		56	80	63	74		
117		56	80	64	75		
118		30	80	64	10		-
119			<u>80</u>	64			
120			81	<u>64</u>			
121			81	<u>65</u>			
122			<u>81</u>	<u>65</u>			
123			<u>81</u>	<u>66</u>			
124			81	<u>66</u>			
125			<u>81</u>	<u>67</u>			
126			<u>82</u>	<u>67</u>			
127			82	<u>68</u>			
128			82	68			
129			82	69			
130			82	69			
131			82	70			
132			83	71			
133			83	72			1
134		+	83	73			
135		+	83	74			1
136			83	75			1
		+					1
137			83	<u>76</u>			
138			84	77			
139			84	<u>78</u>			1
140			<u>84</u>	<u>79</u>			
141			<u>84</u>	80			
142			<u>84</u>	<u>81</u>			
143			<u>84</u>	<u>82</u>			
144			85	83			
145			85	84			1

91	51	50	74	56	<u>60</u>	<u>62</u>	
92	51	50	74	56	60	62	
93	51	50	75	57	61	63	
94		50	75	57	61	63	
95		51	75	57	62	64	
96		51	75	58	62	64	
97		51	76	58	63	65	
98		51	76	58	63	65	
99		52	76	59	64	66	
100		52	76	59	64	66	
101		52	77	59	65	67	
102		52	77	60	65	67	
103		53	77	60	66	68	
104		53	77	60	66	68	
105		53	78	61	<u>67</u>	<u>69</u>	
106		53	78	61	67	<u>69</u>	
107		54	78	<u>62</u>	<u>68</u>	<u>70</u>	
108		54	78 7 8	<u>62</u>	<u>68</u>	<u>70</u>	
109		54	79	63	<u>69</u>	<u>71</u>	
110		54	79	<u>63</u>	<u>70</u>		
111		55	79	64	71		
112		55	79	<u>64</u>	<u>72</u>		
113		55	80	<u>65</u>	73		
114		55	80	<u>65</u>	<u>74</u>		
115		56	80	<u>66</u>	<u>75</u>		
116		56	80	66	<u>76</u>		
117		56	81	67	77		
118			81	67			
119			81	68			
120			81	68			
121			82	69			
122			82	69			
123			82	70			
124			82	70			
125			83	71			
126			83	71			
127			83	72			
128			83	72			
129		+	84	73			
130		-	84	74			
		-		75			
131			84				
132			84	76			
133			<u>85</u>	77			
134			<u>85</u>	<u>78</u>			
135			<u>85</u>	<u>79</u>			
136			<u>85</u>	80			
137			<u>86</u>	<u>81</u>			
138			<u>86</u>	<u>82</u>			
139			<u>86</u>	<u>83</u>			
140			86	84			
141			87	85			
142			87	86			
143			87	87			
144			87	88			
			88	89			1

146	85	
147	86	
148	87	
149	88	
150	89	
151	90	
152	91	
153	92	
154	92	
155	93	
156	93	
157	94	
158	94	
159	95	
160	95	
161	96	

イ・ウ 略

工 消防職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた	昇格後の号給				
日に支けていた 号給	2級	3級	4級	5級	6級
7.5	47	0.4	7.1		- A
75	47	64	71	54	<u>54</u>
76	47	64	72	54	55
77	48	65	73	55	55
78	48	65	73	55	<u>55</u>
79	49	66	74	56	<u>55</u>
80	49	66	74	56	56
81	49	67	75	57	<u>56</u>
82	50	67	75 7 5	57	<u>56</u>
83	50	68	76	57	<u>56</u>
84	50	68	76	58	<u>57</u>
85	51	69	77	58	<u>57</u>
86	51	69	77	58	<u>57</u>
87	51	69	77	59	<u>57</u>
88	52	69	78	59	<u>58</u>
89	52	70	78	59	<u>58</u>
90	52	70	78	60	<u>58</u>
91	53	70	79	60	<u>58</u>
92	53	70	79	60	<u>59</u>
93	53	71	79	61	<u>59</u>
94	53	71	80	61	<u>59</u>
95	54	71	80	<u>61</u>	<u>60</u>
96	54	71	80	61	<u>60</u>
97	54	72	81	62	<u>60</u>
98	54	72	81	<u>62</u>	<u>61</u>
99	55	72	82	<u>62</u>	<u>61</u>
100	55	72	82	<u>62</u>	<u>62</u>
101	55	73	83	<u>63</u>	<u>62</u>
102	55	73	83	63	63
103	56	73	83	63	63
104	56	74	84	<u>63</u>	<u>64</u>

146	90	
147	91	
148	92	
149	93	
150	94	
151	95	
152	96	
153	97	
154	97	
155	98	
156	98	
157	99	
158	99	
159	100	
160	100	
161	101	

イ・ウ 略

工 消防職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた	昇格後の号給				
号給	2級	6級			
7.5	45	0.4	7.1	1	
75	47	64	71	54	<u>55</u>
76	47	64	72	54	55
77	48	65	73	55	55
78	48	65	73	55	<u>56</u>
79	49	66	74	56	<u>56</u>
80	49	66	74	56	56
81	49	67	75	57	<u>57</u>
82	50	67	75	57	<u>57</u>
83	50	68	76	57	<u>57</u>
84	50	68	76	58	<u>58</u>
85	51	69	77	58	<u>58</u>
86	51	69	77	58	<u>58</u>
87	51	69	77	59	<u>59</u>
88	52	69	78	59	<u>59</u>
89	52	70	78	59	<u>59</u>
90	52	70	78	60	<u>60</u>
91	53	70	79	60	<u>60</u>
92	53	70	79	60	<u>60</u>
93	53	71	79	61	<u>61</u>
94	53	71	80	61	<u>61</u>
95	54	71	80	<u>62</u>	<u>62</u>
96	54	71	80	<u>62</u>	<u>62</u>
97	54	72	81	63	63
98	54	72	81	63	63
99	55	72	82	64	64
100	55	72	82	64	64
101	55	73	83	65	65
102	55	73	83	65	65
103	56	73	84	66	66
104	56	74	84	66	66

105	56	74	84	64	64
106	56	74	84	64	<u>65</u>
107	57	75	<u>84</u>	<u>64</u>	<u>65</u>
108	57	75	<u>85</u>	64	<u>66</u>
109	58	75	<u>85</u>	<u>65</u>	<u>67</u>
110	58	76	<u>85</u>	<u>65</u>	
111	59	76	<u>86</u>	<u>66</u>	
112	59	76	<u>86</u>	<u>66</u>	
113	60	77	<u>86</u>	<u>67</u>	
114		77	<u>87</u>	<u>67</u>	
115		77	<u>88</u>	<u>68</u>	
116		78	<u>88</u>	<u>68</u>	
117		78	89	69	
118		78		<u>69</u>	
119		<u>78</u>		70	
120		79		71	
121		79		72	
122		<u>79</u>		73	
123		79		74	
124		80		75	
125		80		76	
126		80		<u>77</u>	
127		81		<u>78</u>	
128		81		<u>79</u>	
129		81		80	
130		82		81	
131		82		82	
132		83		83	
133		83		84	
134		83		85	
135		84		86	
136		84		87	
137		85		88	
138		85		89	
139		86		90	
140		86		91	
141		87		92	
142		87		92	
143		88		93	
144		88		93	
145		88		94	

才 医療職給料表昇格時号給対応表

. — 233 1234 1 1 1 1	- 171 11	• • 11 - 1	,, , , ,	
昇格した日の前	昇格後の号給			
日に受けていた 号給	2級	3級	4級	
49	<u>28</u>	33	25	
50	<u>28</u>	34	26	
51	29	35	27	
52	<u>29</u>	36	28	
53	<u>29</u>	37	29	
54	30	37	30	

1					
105	56	74	<u>85</u>	<u>67</u>	<u>67</u>
106	56	74	<u>85</u>	<u>67</u>	<u>67</u>
107	57	75	<u>86</u>	<u>68</u>	<u>68</u>
108	57	75	<u>86</u>	<u>68</u>	<u>68</u>
109	58	75	<u>87</u>	<u>69</u>	<u>69</u>
110	58	76	<u>87</u>	<u>69</u>	
111	59	76	88	70	
112	59	76	<u>88</u>	<u>70</u>	
113	60	77	<u>89</u>	<u>71</u>	
114		77	90	<u>71</u>	
115		77	91	<u>72</u>	
116		78	<u>92</u>	<u>72</u>	
117		78	93	73	
118		78		74	
119		79		75	
120		79		76	
121		79		77	
122		80		78	
123		80		79	
124		80		80	
125		81		81	
126		81		82	
127		82		83	
128		82		84	
129		83		85	
130		83		86	
131		84		87	
132		84		88	
133		85		89	
134		85		90	
135		86		91	
136		86		92	
137		87		93	
138		87		94	
139		88		95	
140		88		96	
141		89		97	
142		89		97	
143		90		98	
144		90		98	
145		91		99	
	l	<u></u>			

才 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の削 日に受けていた	昇植	各後の号	} 給
号給	2級	3級	4級
49	29	33	25
50	<u>29</u>	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30

	0.0	0.0	0.4
55	30	38	31
56	30	38	32
57	31	39	33
58	31	39	34
59	<u>31</u>	40	35
60	32	40	36
61	<u>32</u>	41	37
62	<u>32</u>	41	37
63	<u>33</u>	42	38
64	33	42	38
65	33	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	<u>42</u>
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	<u>43</u>
79		48	44
80		48	<u>44</u>
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		<u>49</u>	<u>45</u>
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

55	<u>31</u>	38	31
56	<u>31</u>	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	<u>32</u>	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	<u>33</u>	41	37
63	<u>34</u>	42	38
64	34	42	38
65	<u>35</u>	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	<u>45</u>
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		<u>50</u>	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	_
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

種	別	条例	番号	議案第139号	所 管	給与課
件	名	尼崎市特別職の する条例につい		常勤のものの給与	及び旅費	に関する条例の一部を改正

内容

1 改正理由

入湯税過少申告問題に対して、行政の最高責任者である市長及び市長を補佐する副市長が給与の減額を行い、市民の税に対する信頼を大きく失墜させたことに対する反省と再発防止に向けた強い決意、姿勢を目に見える形で市民に対し示していくことにより、市民の信頼回復を図るため。

2 改正内容

市長及び両副市長の平成26年1月分の給料について、現行の削減措置後の額から、さらに10%減額する。

3 施行期日

平成26年1月1日

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

改正後	現行
付 則	付 則
16 平成26年1月1日から同月31日までの間に	
限り、前項の規定の適用については、同項中	
「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 90 を乗	
じて得た金額に 100 分の 90」とする。	
<u>17</u> ~ <u>19</u> 略	<u>16</u> ~ <u>18</u> 略

種	別	条例	番号	議案第14	4 0 号	所	管	市民活動推進担当
件	件 名 尼崎市提案型協働事業審査会条例について							
	内							

1 制定理由

地域課題や社会的課題の解決に向けた市民・行政双方向の協働の取組を進めるための尼崎市提案型協働事業制度において、市民活動団体と市の協働事業をモデル的に実施するにあたり、市民活動団体から提案された事業内容について、審査基準の配点、審査の視点の設定及び提案内容の審査等を行う必要があり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として尼崎市提案型協働事業審査会を設置するため、条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 設置(第1条関係)

本市が協働事業の提案(以下「事業提案」という。)を受けた場合における当該事業提案の内容を審査させるため、市長の付属機関として、尼崎市提案型協働事業審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (2) 組織(第2条関係)
 - ア 審査会は、委員5人以内で組織する。
 - イ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (ア) 学識経験者
 - (イ) 市民の代表者
 - ウ 委員は、事業提案の内容の審査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 3 施行期日 公布の日

種	別	条例	番	号	議案第141号	所	管	総合センター担当、 園田地域振興センター
件	名	名						
内								

1 改正理由

総合センター及び同センターに準じて管理運営体制を見直す園田東会館に指定管理者制度を導入するため、所要の規定の整備を行う。

なお、指定管理者制度を導入することにあわせて、より地域に開かれたコミュニティ施設として、全市的、総合的な市民の人権啓発意識の普及高揚を図るため、総合センターのあり方を見直すにあたり、設置目的を整理するとともに、名称を「地域総合センター」に改める。

併せて、受益と負担の公平性の確保に資する観点から、原則無料としていた貸館に かかる使用料を有料化するための改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 総合センター分館の位置付けの見直し(第1条関係)

現在、総合センター分館(旧青少年会館又は旧老人福祉センター分館)を普通財産として管理運営を行っているが、指定管理者による管理を行うために行政財産とする必要があるため、所要の改正を行う。

(2) 地域総合センターの設置(第2条関係)

「総合センター」から「地域総合センター」へ名称を改めるとともに、地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上を図るためのコミュニティの拠点となる施設として地域総合センターを設置する。

- (3) 指定管理者が行う業務の範囲(第2条及び第3条関係)
 - ア 利用許可、その取消しその他利用に関すること。
 - イ 利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
 - ウ 施設及び付属設備の維持管理に関すること。
 - エ その他市長が必要と認める業務
- ※ 地域総合センターの指定管理者については、「人権啓発に関すること」「地域住民 の人権に関する相談及び自立支援に関すること」についての業務も行う。
- (4) 使用料の有料化(第2条及び第3条関係)

設置目的に適合した貸館部分の利用の場合、無料としているところを原則有料化する。

(5) 指定管理者選定委員会の設置(付則) 指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため、市長の付属機関として、地域 総合センター、園田東会館それぞれに指定管理者選定委員会を置くため、尼崎市指 定管理者選定委員会条例を一部改正する。
3 施行期日 平成27年4月1日。ただし、総合センター分館の位置付けの見直し、地域総合センター及び園田東会館の指定管理者の選定、並びに付則第4項の尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正は、公布の日とする。

尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例(第1条関係)

	改正後			;	現 行
(名称及び位制	置)	(名称及び位置)			
第3条 総合	センターの名称及び位置は、次表の	第3条 総合センターの名称及び位置は、次表の			
とおりとす。	る。	とおりとする。			
名称	位置		名称		位置
尼崎市立上	尼崎市南塚口町8丁目7番25		上ノ島総合	尼崎市	市南塚口町8丁目7番25
ノ島総合セ	号		センター	号	
ンター <u>本館</u>					
尼崎市立上	尼崎市南塚口町8丁目22番1				
<u>ノ島総合セ</u>	<u>8号</u>				
<u>ンター分館</u>					
尼崎市立神	尼崎市神崎町37番3号		神崎総合セ	尼崎市	方神崎町37番3号
崎総合セン			ンター		
ター <u>本館</u>					
尼崎市立神	尼崎市神崎町14番22号				
崎総合セン					
ター分館					
尼崎市立水	尼崎市水堂町2丁目35番1号		水堂総合セ	尼崎市	市水堂町2丁目35番1号
堂総合セン			ンター		
ター <u>本館</u>					
尼崎市立水	尼崎市水堂町2丁目34番21				
堂総合セン	<u> </u>				
ター分館					
尼崎市立今	尼崎市西立花町3丁目14番1		今北総合セ	尼崎市	市西立花町3丁目14番1
北総合セン	号		ンター	号	
ター					
尼崎市立南	尼崎市南武庫之荘11丁目6番		南武庫之荘	東館	尼崎市南武庫之荘11丁
武庫之荘総	15号		総合センタ		目1番18号
合センター			_	西館	尼崎市南武庫之荘11丁
					目6番15号
尼崎市立塚	尼崎市塚口本町2丁目28番		塚口総合セ		方塚口本町2丁目28番 -
口総合セン	11号		ンター	1 1 月	
ター					
		L			

尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例 (第2条関係)

尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例(第2条関係)							
	改正後	現行					
尼崎市立地域	総合センターの設置及び管理に関	尼崎市立 <u>総合センター</u> の設置及び管理に関する					
する条例		条例					
(この条例の)	趣旨)	(この条例の趣旨)					
第1条 この	条例は、 <u>尼崎市立地域総合センター</u>	第1条 この条例は、 <u>尼崎市立総合センター</u> (以					
(以下「総合	マンター」という。)の設置及び管	下「総合センター」という。)の設置及び管理					
理について	必要な事項を定めるものとする。	について必要な事項を定めるものとする。					
(設置)		(設置)					
第2条 地域	住民 <u>をはじめとする市民相互の交</u>	第2条 地域住民の福祉の向上及び住民相互の					
流の促進及	び人権啓発意識の普及高揚を図り、	<u>交流の促進を図る</u> ためのコミュニティの拠点					
もって市民	福祉の向上に寄与するためのコミ	となる施設。	として総合センターを設置する。				
ユニティの	拠点となる施設として総合センタ						
ーを設置す	る。						
(名称及び位	置)	(名称及び位置	置)				
第3条 略		第3条 略					
名称	位置	名称	位置				
尼崎市立地	尼崎市南塚口町8丁目7番25	尼崎市立上	尼崎市南塚口町8丁目7番25				
域総合セン	号	ノ島総合セ	号				
ター上ノ島		ンター本館					
本館							
尼崎市立 <u>地</u>	尼崎市南塚口町8丁目22番1	尼崎市立上	尼崎市南塚口町8丁目22番1				
域総合セン	8号	ノ島総合セ	8号				
ター上ノ島		<u>ンター</u> 分館					
分館							
尼崎市立地	尼崎市神崎町14番22号	尼崎市立神	尼崎市神崎町37番3号				
域総合セン		<u>崎総合セン</u>					
ター神崎		ター本館					
			 尼崎市神崎町14番22号				
		<u>た崎市立日</u> 崎総合セン					
		<u>岡 心 日 こ ン</u> <u>ター分館</u>					
		<u> </u>					
尼崎市立地	尼崎市水堂町2丁目35番1号	尼崎市立 <u>水</u>	尼崎市水堂町2丁目35番1号				
域総合セン		堂総合セン					
ター水堂本		<u>ター</u> 本館					
館							
尼崎市立地	尼崎市水堂町2丁目34番21	尼崎市立水	尼崎市水堂町2丁目34番21				
域総合セン	号	堂総合セン	号				
ター水堂分		<u>ター</u> 分館					
館							

尼崎市立 <u>地</u>	尼崎市西立花町3丁目14番1
域総合セン	号
ター今北	
尼崎市立 <u>地</u>	尼崎市南武庫之荘11丁目6番
<u>域総合セン</u>	1 5 号
ター南武庫	
<u>之荘</u>	
尼崎市立 <u>地</u>	尼崎市塚口本町2丁目28番
域総合セン	1 1 号
ター塚口	

(事業)

- 第4条 総合センターは、第2条に規定する設置 の目的<u>(以下「設置目的」という。)</u>を達成す るため、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 市民相互の交流の促進に関すること。
 - (2) 人権啓発に関すること。
 - (3) 地域住民の人権に関する相談及び自立支援に関すること。
 - (4) 略

(削除)

(利用時間等)

第5条 総合センターの利用時間及び休館日は、 規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を 変更し、又は臨時に総合センターの全部若しく は一部の供用を停止することができる。

(利用の許可等)

第6条 略

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認 めるときは、前項の許可(以下「利用許可」と いう。) をしないことができる。
 - (1) 営利を目的として利用するおそれがあるとき。
 - (2) <u>公の秩序、善良の風俗その他公益を害する</u> <u>おそれがあるとき。</u>
 - (3) 総合センターの施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、

尼崎市立 <u>今</u>	尼崎市西立花町3丁目14番1
北総合セン	号
<u>ター</u>	
尼崎市立 <u>南</u>	尼崎市南武庫之荘11丁目6番
武庫之荘総	15号
合センター	
尼崎市立 <u>塚</u>	尼崎市塚口本町2丁目28番
口総合セン	11号
<u>9-</u>	

(事業)

- 第4条 総合センターは、第2条に規定する設置 の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業 を行う。
 - (1) <u>地域住民の生活及び人権に関する相談に</u> 関すること。
 - (2) 住民相互の交流の促進に関すること。
 - (3) 人権啓発に関すること。

(4) 略

2 総合センターに他の条例で定める施設が併 設された場合は、それぞれ相互に有機的な連携 を保つものとする。

(利用の許可)

第5条 略

毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

- (4) 第4条各号に掲げる事業の実施に支障が あるとき。
- (5) <u>その他総合センターの管理上支障がある</u> <u>とき。</u>

(使用料)

- 第7条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。
- 2 市長は、利用者が設置目的に適合した活動を 行うために総合センターを利用するときその 他規則で定める特別の理由があると認めると きは、使用料を減免することができる。

3 略

(禁止行為)

- 第8条 総合センターにおいては、次の各号に掲 げる行為をしてはならない。
 - (1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。
 - (2) 総合センターの施設若しくは付属設備を 汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又は これらのおそれがある行為
 - (3) その他規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する ときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の 条件を変更することができる。
 - (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利 用許可を受けたとき。
 - (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
 - (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則 の規定又はこれらの規定に基づく処分に違 反する行為があったとき。
 - (4) その他市長が総合センターの管理上支障があると認めるとき。
- 2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し

(使用料)

第6条 総合センターの利用は、無料とする。ただし、第4条第1項各号に掲げる事業以外の目的のために総合センターを利用しようとする者で、前条の許可(以下「利用許可」という。)を受けたものは、別表に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を前納しなければならない。

<u>2</u> 略

<u>又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について</u> 賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第10条 自己の責めに帰すべき事由により総合センターの施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(尼崎市立地域総合センター運営審議会)

第11条 総合センターの運営について、市長の 諮問に応じ、又は意見を具申する機関として尼 崎市立地域総合センター運営審議会(以下「審 議会」という。)を置く。

2 · 3 略

- 4 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</u>
- 5 <u>委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又</u> は任命する場合における当該後任の委員の任 期は、前任の委員の残任期間とする。

6 略

(総合センターの管理)

第12条 総合センターの管理は、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第244条の2第 3項の規定により、法人その他の団体(以下「法 人等」という。)であって市長が指定するもの (以下「指定管理者」という。)に行わせること ができる。

(指定管理者の指定の申請)

第13条 指定管理者の指定を受けようとする 法人等は、規則で定めるところにより、指定管 理者指定申請書に事業計画書その他規則で定 める書類を添えて市長に提出しなければなら ない。

(指定管理者の選定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる 基準に照らして審査し、総合センターの管理を 行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定 (原状回復義務等)

第7条 自己の責めに帰すべき事由により総合センターの施設又は<u>設備その他の物件</u>を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(尼崎市立総合センター運営審議会)

第8条 総合センターの運営について、市長の諮問に応じ、又は意見を具申する機関として尼崎市立総合センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 · 3 略

<u>4</u> 略

を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 総合センターの効用を最大限に発揮させ るとともに、その管理に係る経費の縮減が 図られるものであること。
- (3) 総合センターの管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第15条 市長は、前条の規定により選定した法 人等を指定管理者に指定したときは、その旨を 公告するものとする。地方自治法第244条の 2第11項の規定により指定管理者の指定を 取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部 の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第16条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務 を行うものとする。
 - (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する こと。
 - (2) 利用許可、その取消しその他総合センター の利用に関すること。
 - (3) 総合センターの利用に係る使用料の徴収、 減免及び還付に関すること。
 - (4) 総合センターの施設及び付属設備の維持 管理に関すること。
 - (5) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例 に基づく規則の規定に従い、総合センターの管理を行わなければならない。

(委任)

第18条 略

(委任)

第9条 略

尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例	(第3条関係)
改正後	現行
(利用時間等)	
第4条 会館の利用時間及び休館日は、規則で定	
める。ただし、市長が特別の理由があると認め	
るときは、利用時間若しくは休館日を変更し、	
又は臨時に会館の全部若しくは一部の供用を	
停止することができる。	
<u>(</u> 利用の許可等)_	_(利用の許可)_
<u>第5条</u> 略	第4条 会館を利用しようとする者は、市長の許
	可を受けなければなければならない。
2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認	
めるときは、前項の許可(以下「利用許可」と	
<u>いう。)をしないことができる。</u>	
(1) 営利を目的として利用するおそれがある	
<u>とき。</u>	
(2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害する	
<u>おそれがあるとき。</u>	
(3) 会館の施設又は設備その他の物件(以下	
「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、	
<u>又は滅失させるおそれがあるとき。</u>	
(4) その他会館の管理上支障があるとき。	
(使用料)	(使用料)
	第5条 会館の利用は、無料とする。た
いう。)は、別表に定める使用料を前納しなけ	
<u>ればならない</u> 。	外の目的のために会館を利用しようと
	する者で、前条の許可(以下「利用許可」
	という。)を受けたものは、別表に定め
	る使用料を前納しなければならない。
2 市長は、利用者が第2条に規定する設置の目	
的(以下「設置目的」という。)に適合した活	
動を行うために会館を利用するときその他規	
則で定める特別の理由があると認めるときは、	
使用料を減免することができる。	
3 既納の使用料は、還付しない。ただし、 <u>規則</u> で定める性別の理由があるよ認めるよきは、こ	2 既納の使用料は、還付しない。ただし、 <u>市長</u> がたり、の理力があると認めるときは、こ
<u>で定める</u> 特別の理由があると認めるときは、こ の限りでない。	<u>が</u> 特別の理由があると認めるときは、こ の限りでない。
ONG Cない。 (禁止行為)	VANA CAV.
<u> (示単1) 何/</u>	

第7条 会館においては、次の各号に掲

げる行為をしてはならない。

- (1) 利用許可を受けた利用人数を超え て利用すること。
- (2) 会館の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、 又はこれらのおそれがある行為
- (3) その他規則で定める行為
- (利用許可の取消し等)
- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに 該当するときは、利用許可を取り消し、 又は利用許可の条件を変更することが できる。
 - (1) 利用者が偽りその他不正の手段に より利用許可を受けたとき。
 - (2) 利用者が利用許可の条件に違反し たとき。
 - (3) この条例若しくはこの条例に基づ く規則の規定又はこれらの規定に基 づく処分に違反する行為があったと き。
 - (4) その他市長が会館の管理上支障があると認めるとき。
- 2 本市は、前項の規定による利用許可 の取消し又は利用許可の条件の変更を 受けた者が、これらによって損害を受 けても、その損害について賠償等の責 任を負わない。

(原状回復義務等)

第<u>9</u>条 自己の責めに帰すべき事由により会館の施設又は<u>付属設備</u>を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(会館の管理)

第10条 会館の管理は、地方自治法(昭和22 年法律第67号)第244条の2第3項の規定 により、法人その他の団体(以下「法人等」と いう。)であって市長が指定するもの(以下「指 定管理者」という。)に行わせることができる。

第11条 指定管理者の指定を受けようとする

(指定管理者の指定の申請)

(原状回復義務等)

第<u>6</u>条 自己の責めに帰すべき事由により会館の施設又は<u>設備その他の物件</u>を 汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、 直ちに、これを原状に回復し、又はそ の損害を賠償しなければならない。 法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

- 第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる 基準に照らして審査し、会館の管理を行わせる に最適な法人等を、指定管理者の指定を受ける べきものとして選定するものとする。
 - (1) 市民の平等な利用が確保されること。
 - (2) 会館の効用を最大限に発揮させるととも に、その管理に係る経費の縮減が図られるも のであること。
 - (3) 会館の管理を安定して行う能力を有して いること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。 (指定管理者の指定等の公告)
- 第13条 市長は、前条の規定により選定した法 人等を指定管理者に指定したときは、その旨を 公告するものとする。地方自治法第244条の 2第11項の規定により指定管理者の指定を 取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部 の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務 を行うものとする。
 - (1) 利用許可、その取消しその他会館の利用に 関すること。
 - (2) 会館の利用に係る使用料の徴収、減免及び 還付に関すること。
 - (3) 会館の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例及びこの条例 に基づく規則の規定に従い、会館の管理を行わ なければならない。

(委任)

(委任)

第 1 6 条 略	第7条 略

改正後

現 行

(設置)

第1条 本市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)のうち別表第1に掲げる施設(以下「指定管理者対象施設」という。)の管理を行う指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)の指定を受けるべき者(以下「指定管理者をいう。)の指定を受けるべき者(以下「指定管理者予定者」という。)の選定に関する事項を調査審議させるため、市長(尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する指定管理者対象施設に係るものにあっては、教育委員会。以下同じ。)の付属機関として、別表第2に掲げる施設ごとに尼崎市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(設置)

第1条 本市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)のうち別表第1に掲げる施設(以下「指定管理者対象施設」という。)の管理を行う指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)の指定を受けるべき者(以下「指定管理者をいう。)の指定を受けるべき者(以下「指定管理者をいう。)の選定に関する事項を調査審議させるため、市長(尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する指定管理者対象施設に係るものにあっては、教育委員会。以下同じ。)の付属機関として、別表第2に掲げる施設ごとに尼崎市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

別表第1

- $1\sim6$ 略
- 7 尼崎市立園田東会館
- 8 尼崎市立上ノ島総合センター本館及び尼 崎市立上ノ島総合センター分館(以下「上ノ 島総合センター」という。)
- 9 <u>尼崎市立神崎総合センター本館及び尼崎</u> 市立神崎総合センター分館(以下「神崎総合 センター」という。)
- 10 尼崎市立水堂総合センター本館及び尼 崎市立水堂総合センター分館(以下「水堂 総合センター」という。)
- 11 尼崎市立今北総合センター(以下「今北総合センター」という。)
- 12 <u>尼崎市立南武庫之荘総合センター(以下</u> 「南武庫之荘総合センター」という。)
- 13 尼崎市立塚口総合センター(以下「塚口総合センター」という。)
- $14 \sim 26$ 略

備考 <u>第8項から第10項まで、第18項、第1</u> <u>9項及び第22項から第24項</u>までに掲げる 施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象 別表第1

1~6 略

 $7 \sim 19$ 略

備考 第11項、第12項及び第15項から第1 7項までに掲げる施設は、これらの項ごとに一 の指定管理者対象施設とみなす。 施設とみなす。

別表第2

 $1 \sim 2$ 略

- 3 尼崎市立園田東会館
- 4 上ノ島総合センター、神崎総合センター、 水堂総合センター、今北総合センター、南 武庫之荘総合センター及び塚口総合セン ター

<u>5~16</u> 略

備考 第2項、<u>第4項、第9項及び第12項から</u> <u>第14項</u>までに掲げる施設は、これらの項ごと に一の施設とみなす。

別表第2

 $1 \sim 2$ 略

 $3 \sim 14$ 略

備考 第2項、<u>第7項及び第10項から第12項</u> までに掲げる施設は、これらの項ごとに一の施 設とみなす。 改正後

現 行

(設置)

第1条 本市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)のうち別表第1に掲げる施設(以下「指定管理者対象施設」という。)の管理を行う指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)の指定を受けるべき者(以下「指定管理者をいう。)の指定を受けるべき者(以下「指定管理者をいう。)の選定に関する事項を調査審議させるため、市長(尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する指定管理者対象施設に係るものにあっては、教育委員会。以下同じ。)の付属機関として、別表第2に掲げる施設ごとに尼崎市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

別表第1

$1 \sim 7$ 略

- 8 尼崎市立<u>地域総合センター上ノ島</u>本館及び尼崎市立<u>地域総合センター上ノ島</u>分館(以下「総合センター上ノ島」という。)
- 9 尼崎市立<u>地域総合センター神崎</u>(以下「<u>総</u>合センター神崎」という。)
- 10 尼崎市立<u>地域総合センター水堂</u>本館及 び尼崎市立<u>地域総合センター水堂</u>分館(以下 「総合センター水堂」という。)
- 11 尼崎市立地域総合センター今北(以下「総合センター今北」という。)
- 12 尼崎市立地域総合センター南武庫之荘 (以下「総合センター南武庫之荘」という。)
- 13 尼崎市立地域総合センター塚口(以下 「総合センター塚口」という。)
- 14~26 略

備考 第8項<u>第10項</u>、第18項、第19項及 び第22項から第24項までに掲げる施設は、 これらの項ごとに一の指定管理者対象施設と みなす。 (設置)

第1条 本市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)のうち別表第1に掲げる施設(以下「指定管理者対象施設」という。)の管理を行う指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)の指定を受けるべき者(以下「指定管理者をいう。)の指定を受けるべき者(以下「指定管理者予定者」という。)の選定に関する事項を調査審議させるため、市長(尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する指定管理者対象施設に係るものにあっては、教育委員会。以下同じ。)の付属機関として、別表第2に掲げる施設ごとに尼崎市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

別表第1

$1 \sim 7$ 略

- 8 尼崎市立<u>上ノ島総合センター</u>本館及び尼 崎市<u>立上ノ島総合センター</u>分館(以下「<u>上ノ</u> 島総合センター」という。)
- 9 尼崎市立<u>神崎総合センター</u>本館及び<u>尼崎</u> 市立神崎総合センター分館 (以下「神崎総合 センター」という。)
- 10 尼崎市立<u>水堂総合センター</u>本館及び尼 崎市立<u>水堂総合センター</u>分館(以下「<u>水堂総</u> 合センター」という。)
- 11 尼崎市立<u>今北総合センター</u>(以下「<u>今北</u> 総合センター」という。)
- 12 尼崎市立南武庫之荘総合センター (以下 「南武庫之荘総合センター」という。)
- 13 尼崎市立<u>塚口総合センター</u>(以下「<u>塚口</u> 総合センター」という。)
- $14\sim26$ 略
- 備考 第8項<u>から第10項まで</u>、第18項、第1 9項及び第22項から第24項までに掲げる 施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象 施設とみなす。

別表第2

 $1 \sim 3$ 略

4 総合センター上ノ島、総合センター神崎、 総合センター水堂、総合センター今北、総合 センター南武庫之荘及び総合センター塚口

5~16 略

備考 略

別表第2

 $1 \sim 3$ 略

4 上ノ島総合センター、神崎総合センター、 水堂総合センター、今北総合センター、南武 庫之荘総合センター及び塚口総合センター

5~16 略

備考 略

種	別	条例	番号	議案第142号	所	管	経済活性対策課	
件	件 名 尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について							

1 改正理由

本条例における企業立地促進制度は、立地企業が長期操業することを前提に実施しているが、経済情勢の急激な変化の影響により、短期間で事業計画を達成できなくなる事例が生じているため、対応を行う必要がある。また、本市が道路拡幅等に伴う移転補償を市内企業に行っている場合の固定資産の取得に対する費用と当該補償額の関係について明確化する必要があるため、規定の整備を行う。

2 主な改正内容

(1) 認定事業者に対する5年間の事業継続の責務(第11条関係)

認定事業を開始した日から5年を経過する日までの間、当該認定事業を行わなければならないことを認定事業者に対する責務とするよう項目を追加する。ただし、 災害、倒産その他やむを得ない事由により困難であると市長が認める場合は除く。

(2) 早期事業終息時における認定の取消等(第10条関係)

認定事業を5年以上継続できない場合について認定を取り消すことができるよう項目を追加する。また、その認定を取り消した会社等に対し、固定資産税額及び都市計画税額から控除された額の範囲内で、規則で定める額を支払わせることができるよう項目を追加する。

(3) 市内の会社等に対する公共事業の損失補償額の控除(第3条関係)

市内に事業所を有する会社等が、市内で行われる公共事業の施行に伴い、その損失の補償を受けて当該事業所を移転する場合において、移転前と同じ事業で企業立地を行おうとするときは、当該合計額から当該損失の補償として支払われる額を控除して得た額を費用とするよう改正する。

3 施行期日

公布の日。ただし、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に認定の申請をする会社等について適用し、同日前に認定の申請をした会社等については、なお従前の例による。

尼崎市企業立地促進条例

改正後

(企業立地事業計画の認定等)

(企業立地事業計画の認定等)

第3条 1 略

(1) 企業立地事業計画に基づく次に掲げる固 定資産の取得等に要する費用の額の合計額 (市内に事業所を有する会社等が、公共事 業の施行に伴いその損失の補償を受けて当 該事業所に係る家屋を除却する場合におい て、その除却前に当該事業所において営ん でいた対象事業と同一の対象事業に係る企 業立地を行おうとするときは、当該合計額 から当該補償として当該公共事業を施行す る者から支払われる額を控除した額)が1 0億円(中小企業者(中小企業基本法(昭和 38年法律第154号)第2条第1項に規 定する中小企業者をいう。以下同じ。)にあ っては、1億円(土地に地上権(地代の支払 をするものに限る。)又は賃借権を設定する 場合にあっては、5,000万円))以上で あること。

ア・イ 略

(2) • (3) 略

2 略

3 市長は、第1項の<u>規定による</u>認定の申請が あった場合において、その企業立地事業計画 が同項各号に掲げる要件を備え、かつ、次の 各号のいずれにも適合するものであると認め るときは、その認定を行うものとする。

(1)~(3) 略

4 前項の認定(以下「企業立地認定」という。) を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、 規則で定める期間内に<u>当該企業立地認定</u>を受 けた企業立地事業計画(以下「認定事業計画」 という。)に基づく企業立地に係る対象事業 (以下「認定事業」という。)を開始しなけれ ばならない。

(企業立地認定の取消し等)

第3条 1 略

(1) 企業立地事業計画に基づく次に掲げる固定資産の取得等に要する費用の額の合計額が10億円(中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)にあっては、1億円(土地に地上権(地代の支払をするものに限る。)又は賃借権を設定する場合にあっては、5,000万円))以上であること。

現行

ア・イ 略

(2) • (3) 略

2 略

3 市長は、第1項の認定の申請があった場合 において、その企業立地事業計画が同項各号 に掲げる要件を備え、かつ、次の各号のいず れにも適合するものであると認めるときは、 その認定を行うものとする。

(1)~(3) 略

4 前項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、規則で定める期間内に<u>当該認定</u>を受けた企業立地事業計画(以下「認定事業計画」という。)に基づく企業立地に係る対象事業(以下「認定事業」という。)を開始しなければならない。

(企業立地事業計画の認定の取消し等)

- 第10条 市長は、<u>認定事業者が</u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>企業立地</u>認定を取り消すことができる。
 - (1) 略
 - (2) 第3条第4項の規定に違反したとき。
 - (3) 次条第2項の規定に違反したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、この条例若 しくはこの条例に基づく規則の規定又はこ れらに基づく市長の指示に違反したとき。
- 2 市長は、認定事業計画が第3条第3項各号 のいずれかに適合しなくなったと認めるとき は、当該認定事業計画の変更を指示し、又は 企業立地認定を取り消すことができる。
- 3 市長は、前2項の規定により企業立地認定 を取り消した場合において、その取消し前に 行われた第6条の規定に基づく固定資産税及 び都市計画税の軽減措置について、当該取消 しの効力の及ぶ範囲を限定することができ る。
- 4 市長は、第1項第3号に該当することを理由に同項の規定により企業立地認定を取り消したときは、当該企業立地認定を受けていた会社等に対し、第6条の規定により固定資産税及び都市計画税の軽減を受けていた期間内において同条の規定により控除された額の合計額の範囲内で規則で定める額を支払わせることができる。

(認定事業者の責務)

第11条 1 略

2 認定事業者は、通算して5年以上認定事業 に係る事業所において製造、研究、開発等(以下「製造等」という。)を行わなければならない。ただし、災害、倒産(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項第1 号に規定する倒産をいう。)その他やむを得ない事由により通算して5年以上製造等を行うことが困難であると市長が認めるときは、こ

- 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当 すると認めるときは、<u>第3条第3項の認定</u>を 取り消すことができる。
 - (1) 略
 - (2) 第3条第4項に規定する規則で定める期間内に認定事業を開始していないとき。
 - (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- 2 市長は、認定事業計画が第3条第3項各号 のいずれかに適合しなくなったと認めるとき は、当該認定事業計画の変更を指示し、又は 同項の認定を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定により<u>第3条第3項の認定</u>を 取り消した場合において、<u>市長は、当該</u>取消 し前に行われた第6条の規定に基づく固定資 産税<u>又は</u>都市計画税の軽減措置について、当 該取消しの効力の及ぶ範囲を限定することが できる。

(認定事業者の責務)

第11条 1 略

<u>の限りでない。</u>

<u>3</u> 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市企業立地促進条例第3条第1項第1号、第10条第1項 及び第4項並びに第11条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に尼崎市企業立地促進条例第3条第1項の規定による認定の申請(以下「認定申請」という。)をする会社又は個人(以下「会社等」という。)について適用し、同日前に認定申請をした会社等については、なお従前の例による。 <u>2</u> 略

種	別	条例	番号	議案第143	3号	所	管	地方卸売市場
件	名	尼崎市公設地力	5卸売市場	昜業務条例の-	一部を	-改正	する	る条例について
				内		容		

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)等の制定により、消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、市場使用料等を改定するため、規定の整備を行う。

2 改正内容

次の市場使用料等に係る消費税及び地方消費税相当額を「100分の105」から「100分の108」に改める。

- (1) 卸売金額の報告(第33条関係) 卸売業者が市長へ報告する前月中に卸売をした物品等の卸売金額に加える消費税等相当額について、100分の108に相当する額に改める。
- (2) 売買仕切書の送付(第35条関係) 卸売業者が受託物品の卸売をしたときに、委託者に対して送付する書面に記載 する消費税等相当額について、合計額の100分の108に相当する額に改め る。
- (3) 使用料等(第42条関係) 市場使用料等を消費税及び地方消費税の引上分を転嫁した額に改定する。
- 3 施行期日 平成26年4月1日

尼崎市公設地方卸売市場業務条例

改正後 現 行

(卸売予定数量等の報告)

第33条 1・2 略

3 卸売業者は、前月中に卸売をした物品の市 況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額 (せり売若しくは入札又は相対取引に係る価 格に100分の108を乗じて得た額をい う。以下同じ。)を、速やかに、市長に書面 により報告しなければならない。

(売買仕切書及び売買仕切金の送付)

- 第35条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対し、次の各号に掲げる事項及び額を記載した書面(以下「売買仕切書」という。)並びに第5号に掲げる額の金銭(以下「売買仕切金」という。)を、その卸売をした日の翌日(次項に規定する特約が締結されている場合にあっては、当該特約において定められた期日)までに送付しなければならない。
 - (1) 当該卸売をした物品の品目、等級、単価 (せり売若しくは入札の方法又は相対取引 に係る価格をいう。以下この条において同 じ。)及び数量並びに当該各品目の単価にそ れぞれの数量を乗じて得た額の合計額<u>(以下「卸売代金合計額」という。)(当該</u>委託 者の責めに帰すべき理由により次条ただし 書の規定による卸売代金の変更をした物品 (以下「卸売代金変更物品」という。)にあっては、当該変更に係る品目、等級、単価 及び数量並びに当該各品目の単価にそれぞ れの数量を乗じて得た額の合計額(以下「卸 売代金変更物品合計額」という。))
 - (2) 卸売代金合計額(卸売代金変更物品にあっては、卸売代金変更物品合計額。以下同じ。)の100分の8に相当する額

(卸売予定数量等の報告)

第33条 1・2 略

3 卸売業者は、前月中に卸売をした物品の市 況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額 (せり売若しくは入札又は相対取引に係る価 格に<u>その100分の5に相当する額を加えた</u> <u>金額</u>をいう。以下同じ。)を、速やかに、市 長に書面により報告しなければならない。

(売買仕切書及び売買仕切金の送付)

- 第35条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対し、次の各号に掲げる事項及び額を記載した書面(以下「売買仕切書」という。)並びに第5号に掲げる額の金銭(以下「売買仕切金」という。)を、その卸売をした日の翌日(次項に規定する特約が締結されている場合にあっては、当該特約において定められた期日)までに送付しなければならない。
 - (1) 当該卸売をした物品の品目、等級、単価 (世り売若しくは入札の方法又は相対取引 に係る価格をいう。以下この条において同 じ。)及び数量並びに当該各品目の単価にそ れぞれの数量を乗じて得た額の合計額<u>(当</u> 該委託者の責めに帰すべき理由により次条 ただし書の規定による卸売代金の変更をし た物品(次号において「卸売代金変更物品」 という。)にあっては、当該変更に係る品目、 等級、単価及び数量並びに当該各品目の単 価にそれぞれの数量を乗じて得た額の合計 額(次号において「卸売代金変更物品合計 額(次号において「卸売代金変更物品合計 額」という。))
 - (2) 前号の合計額の100分の5に相当する 額(卸売代金変更物品にあっては、卸売代 金変更物品合計額の100分の5に相当す る額)

- (3) (4) 略
- (5) 卸売代金合計額と第2号に掲げる額との 合計額から前2号に掲げる額を控除した額
- 2 卸売業者は、売買仕切書及び売買仕切金の 送付について委託者との間で特約を締結した ときは、当該特約の内容等を記載した書面を 備え付け、市長が求めたときは、速やかに、 その写しを提出しなければならない。

別表

種別	金額
卸売業者市	卸売金額の1,000分の7に相当する
場使用料	金額
仲卸業者市	仲卸業者が買い入れた物品の販売
場使用料	金額(消費税及び地方消費税の額を
	含む。)の1,000分の7に相当する金
	額
指定事業者	卸売金額の1,000分の7に相当する
市場使用料	金額
卸売場使用	1月1平方メートルにつき <u>227円</u>
料	
低温卸売場	1月1平方メートルにつき <u>953円</u>
使用料	
仲卸売場使	1月1平方メートルにつき <u>1,469円</u>
用料	
指定事業者	1月1平方メートルにつき <u>659円</u>
営業所使用	
料	
関連事業者	1月1平方メートルにつき <u>1,922円</u>
営業所使用	
料	
事務所使用	1月1平方メートルにつき <u>1,188円</u>
料	
倉庫使用料	1月1平方メートルにつき <u>1,393円</u>
発酵庫使用	1月1平方メートルにつき <u>734円</u>
料	
加工場使用	1月1平方メートルにつき <u>1,350円</u>

(3) • (4) 略

- (5) 第1号の合計額と第2号の額との合計額 から第3号の額及び前号の額を差し引いた 額
- 2 卸売業者は、売買仕切書及び売買仕切金の 送付について委託者との間で特約を締結した ときは、当該特約の内容等を記載した書面を 備え付け、市長が求めたときは、速やかに<u>そ</u> の写しを提出しなければならない。

別表

種別	金額
卸売業者市	卸売金額の1,000分の7に相当する
場使用料	金額
仲卸業者市	仲卸業者が買い入れた物品の販売
場使用料	金額(消費税及び地方消費税の額を
	含む。) の1,000分の7に相当する金
	額
指定事業者	卸売金額の1,000分の7に相当する
市場使用料	金額
卸売場使用	1月1平方メートルにつき <u>221円</u>
料	
低温卸売場	1月1平方メートルにつき <u>926円</u>
使用料	
仲卸売場使	1月1平方メートルにつき <u>1,428円</u>
用料	
指定事業者	1月1平方メートルにつき <u>641円</u>
営業所使用	
料	
関連事業者	1月1平方メートルにつき <u>1,869円</u>
営業所使用	
料	
事務所使用	1月1平方メートルにつき <u>1,155円</u>
料	
倉庫使用料	1月1平方メートルにつき <u>1,355円</u>
発酵庫使用	1月1平方メートルにつき <u>714円</u>
料	
加工場使用	1月1平方メートルにつき <u>1,313円</u>

料	料料
冷蔵庫1号1月につき <u>737,640円</u>	冷蔵庫1号1月につき <u>717, 150円</u>
使用料	使用料
冷蔵庫2号1月につき 907,200円	冷蔵庫2号1月につき <u>882,000円</u>
使用料	使用料
保冷庫使用1月1平方メートルにつき <u>2,095</u>	円 保冷庫使用1月1平方メートルにつき 2,037円
料料	料
買荷保管所1月1平方メートルにつき <u>378円</u>	買荷保管所1月1平方メートルにつき <u>368円</u>
使用料	使用料
特設駐車場1月1台につき 7,020円	特設駐車場1月1台につき 6,825円
使用料	使用料
土地使用料 1月1平方メートルにつき 292円	土地使用料 1月1平方メートルにつき <u>284円</u>

種	別	条例	番号	議案第144号	所 管	資源循環課
件	名	公衆便所の設置	置及び管理	埋に関する条例の−	一部を改〕	Eする条例について
				ф	嫐	

1 改正理由

西難波公衆便所については、利用者数が少なく、廃止後においても周辺に代替施設として、公共的要素を持った便所が設置されていることや、複数回の事件発生を受け、地域住民の安全・安心を守る観点から、当該公衆便所を廃止するため、規定の整備を行うとともに、併せて所要の整備を行う。

- 2 主な改正内容 別表中、西難波公衆便所の項を削除する。
- 3 施行期日 平成25年12月25日

公衆便所の設置及び管理に関する条例

改正後

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)第5条<u>第6項</u>の規定 に基づき、本市に公衆便所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公衆便所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

別表

名称	位置
(削除)	(削除)
寺町公衆便所	尼崎市西御園町175番地
JR尼崎駅北公衆便所	尼崎市潮江1丁目5番14
	号
JR尼崎駅南公衆便所	尼崎市長洲本通1丁目1
	番31号
七松公衆便所	尼崎市七松町1丁目1番2
	뭉
武庫之荘駅南公衆便所	尼崎市南武庫之荘1丁目
	1番2号
杭瀬公衆便所	尼崎市杭瀬本町3丁目4
	番4号
武庫川公衆便所	尼崎市大庄西町1丁目1
	番地先
武庫川緑地公衆便所	尼崎市武庫元町3丁目5
	番地の7地先

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)第5条<u>第5項</u>の規定 に基づき、本市に公衆便所を設置する。

現 行

(名称及び位置)

第2条 公衆便所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

別表

名称	位置
<u>西難波公衆便所</u>	尼崎市西難波町3丁目
寺町公衆便所	尼崎市西御園町175番地
JR尼崎駅北公衆便所	尼崎市潮江1丁目5番14
	号
JR尼崎駅南公衆便所	 尼崎市長洲本通1丁目1
	番31号
七松公衆便所	尼崎市七松町1丁目1番2
	号
武庫之荘駅南公衆便所	尼崎市南武庫之荘1丁目
	1番2号
杭瀬公衆便所	 尼崎市杭瀬本町3丁目4
	番4号
武庫川公衆便所	 尼崎市大庄西町1丁目1
	番地先
武庫川緑地公衆便所	尼崎市武庫元町3丁目5
	番地の7地先

種	別	条例	番	号	議案第145号	所	管	建築指導課、 住宅・住まいづくり支援課
件	名	尼崎市建築物等	 学関係	事	务手数料条例の一 音	『を改	女正っ	よる条例について
					内	容		

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)等の制定により、消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、課税対象となる手数料に係る消費税及び地方消費税相当額を改正するため、規定の整備を行うとともに、所要の文言整理を行う。

2 主な改正内容

次の審査の申出に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合の 手数料の算定方法として、現行の税率による消費税及び地方消費税相当額を加算する こととしている規定中、「100分の105」を「100分の108」に改める。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項の規定による申出を行う場合における審査
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合における審査
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を行う場合における審査
- 3 施行期日

平成26年4月1日

改正後

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

- 第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額 は、次のとおりとする。
 - (1) \sim (39) の 2 略
 - (39)の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑 化の促進に関する法律(平成18年法律 第91号) 第17条第4項(同法第18 条第2項において準用する場合を含む。) の規定による申出を行う場合における審 査 1件 第1号に定める額に相当する 額(当該申出と併せて行う申請に係る特 定建築物の建築等の計画に、構造計算適 合性判定を要する部分が含まれる場合に あっては第1号の2に定める額に相当す る額に100分の108を乗じて得た額 を、建築基準法第87条の2に規定する 建築設備に係る部分が含まれる場合にあ っては第2号に定める額に相当する額 を、同法第88条第1項に規定する工作 物に係る部分が含まれる場合にあっては 第3号に定める額に相当する額を、第1 号に定める額に相当する額に加えて得た 額)
 - (40)~(61) 略
 - (62) 長期優良住宅法第6条第2項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第59号、第60号又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額(計画に、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては第1号の2に定める額に相当する額に100分の108を乗じて得た額、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額、建築

現 行

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

- 第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。
 - (1) \sim (39) の 2 略
 - (39)の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑 化の促進に関する法律(平成18年法律 第91号) 第17条第4項(同法第18 条第2項において準用する場合を含む。) の規定による申出を行う場合における審 査 1件 第1号に定める額に相当する 額(当該申出と併せて行う申請に係る特 定建築物の建築等の計画に、構造計算適 合性判定を要する部分が含まれる場合に あっては第1号の2に定める額に相当す る額に100分の105を乗じて得た額 を、建築基準法第87条の2に規定する 建築設備に係る部分が含まれる場合にあ っては第2号に定める額に相当する額 を、同法第88条第1項に規定する工作 物に係る部分が含まれる場合にあっては 第3号に定める額に相当する額を、第1 号に定める額に相当する額に加えて得た 額)
 - (40)~(61) 略
 - (62) 長期優良住宅法第6条第2項(長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第59号、第60号又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額(計画に、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては第1号の2に定める額に相当する額に100分の105を乗じて得た額、建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第

基準法第88条第1項に規定する工作物 に係る部分が含まれる場合にあっては第 3号に定める額に相当する額を加算して 得た額)を認定申請戸数又は変更認定申 請戸数で除して得た額を加算して得た額

(63)~(70) 略

(71) 低炭素化促進法第54条第2項(低炭 素化促進法第55条第2項において準用 する場合を含む。) の規定による申出を 行う場合における審査 第67号から前 号までに定める額に、第1号に定める額 に相当する額(当該申出と併せて行う第 67号から前号までの認定の申請に係る 新築等計画又は計画変更に、構造計算適 合性判定を要する部分が含まれる場合に あっては第1号の2に定める額に相当す る額に100分の108を乗じて得た額 を、建築基準法第87条の2に規定する 建築設備に係る部分が含まれる場合にあ っては第2号に定める額に相当する額 を、同法第88条第1項に規定する工作 物に係る部分が含まれる場合にあっては 第3号に定める額に相当する額を、第1 号に定める額に相当する額に加えて得た 額)を加えて得た額

 $2\sim4$ 略

付 則

略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行 <u>する。</u>

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市建築物等関係事務手数料条例第2条第1項第39号の 3、第62号及び第71号の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係る手数料につい 2号に定める額に相当する額、建築基準 法第88条第1項に規定する工作物に係 る部分が含まれる場合にあっては第3号 に定める額に相当する額を加算して得た 額)を認定申請戸数又は変更認定申請戸 数で除して得た額を加算して得た額

(63)~(70) 略

(71) 低炭素化促進法第54条第2項(低炭 素化促進法第55条第2項において準用 する場合を含む。) の規定による申出を 行う場合における審査 第67号から前 号までに定める額に、第1号に定める額 に相当する額(当該申出と併せて行う第 67号から前号までの認定の申請に係る 新築等計画又は計画変更に、構造計算適 合性判定を要する部分が含まれる場合に あっては第1号の2に定める額に相当す る額に100分の105を乗じて得た額 を、建築基準法第87条の2に規定する 建築設備に係る部分が含まれる場合にあ っては第2号に定める額に相当する額 を、同法第88条第1項に規定する工作 物に係る部分が含まれる場合にあっては 第3号に定める額に相当する額を、第1 号に定める額に相当する額に加えて得た 額)を加えて得た額

 $2\sim4$ 略

付 則

略

て適用し、同日前の請求に係る手数料につい ては、なお従前の例による。

種	別	条例	番号	議案第146号	所 管	住宅整備担当	
件	名	尼崎市営住宅等	\$PFΙ≣	事業者選定委員会系	を例につい	いて	

that who were all

1 制定理由

本市が設置する市営住宅、改良住宅、コミュニティ住宅、再開発住宅、従前居住者 用住宅又は特定公共賃貸住宅(以下「市営住宅等」という。)の建替え等を行う事業 者(以下「PFI事業者」という。)の選定を公平かつ適正に実施するにあたり、地 方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市営住宅等PFI 事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置するため、条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 設置(第1条関係)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づく選定事業で、市営住宅等の建替え等を行うPFI事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、市長の付属機関として、市営住宅等の建替事業ごとに、委員会を置く。

(2) 組織(第2条関係)

ア 委員会は、委員5人以内で組織する。

- イ 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- ウ 委員は、PFI事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱 されるものとする。
- 3 施行期日

公布の日

種	別	条例	番号	議案第147号	所 管	下水道部経営企画課				
件	名	尼崎市下水道須	€例の一	部を改正する条例に	こついて					
	内									

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)等の制定により、消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、使用料に係る消費税及び地方消費税相当額の改正を行うため、規定の整備を行うとともに、所要の文言整理を行う。

2 主な改正内容

(1) 下水道使用料(第9条第1項関係)

公共下水道を使用したもの(使用水量を排水量とみなす)からその水量に応じて 基本使用料と従量使用料を積算し、「100分の108」を乗じて得た額を徴収す る。

(2) 水質使用料(第9条第3項関係)

1月に1,250㎡以上の汚水を排出する特定事業場が市長の定める水質を超える汚水を排出した場合に市長が定める額(128円以内)を乗じて得た額に「100分の108」を乗じて得た額を徴収する。

3 施行期日

平成26年6月1日

改正後

(使用開始等の届出)

第7条 公共下水道の使用を開始し、<u>再開し、</u> <u>休止し、又は廃止しよう</u>とする者は、遅滞な く、その<u>旨を</u>市長に届け出なければならない。 公共下水道の使用開始後において、水洗便所 の使用を開始し、<u>再開し、休止し、又は廃止</u> しようとするときも、同様とする。

2 略

(使用料の徴収)

- 第9条 公共下水道の供用を開始したときは、下水を排除すべき区域内の使用者から、基本使用料と従量使用料との合計額に 100 分の108 を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の使用料を徴収する。
- 2 <u>前項の基本使用料及び従量使用料は、次表の</u> <u>左欄に掲げる</u>汚水の区分に応じ、1月につき、 <u>それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる</u>とおり とする。
- 3 使用者が特定事業場から市長が別に定める水質の汚水を、1月につき市長が別に定める水量を超えて排除したときは、第1項の規定にかかわらず、当該使用者から、前項の規定を適用して算定した額に、当該特定事業場からその月に排除された汚水の総量に1立方メートルにつき128円の範囲内で市長が別に定める額を乗じて得た額を加えて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の使用料を徴収する。

(使用開始等の場合の使用料の算定)

第11条 1 略

現 行

(使用開始等の届出)

第7条 公共下水道の使用を開始し、<u>休止し、</u>若しくは廃止し、又は使用を再開しようとする者は、遅滞なく、その<u>旨</u>市長に届け出なければならない。公共下水道の使用開始後において、水洗便所の使用を開始し、<u>休止し、若しくは廃止し、又は使用を再開しよう</u>とするときも、同様とする。

2 略

(使用料の徴収)

- 第9条 公共下水道の供用を開始したときは、 下水を排除すべき区域内の使用者から、基本 使用料と従量使用料との合計額に 100 分の 105 を乗じて得た額(その額に1円未満の端 数があるときは、これを切り捨てる。)<u>を使</u> 用料として</u>徴収する。
- 2 <u>基本使用料及び従量使用料は、</u>汚水の区分に 応じ、1 月につき、次のとおりとする。
- 3 1月に特定事業場から市長の定める水質の 汚水を市長の定める水量を超えて排除した使用者から徴収する使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、前項の規定を適用して得た額と当該特定事業場からその月に排除された汚水の総量に1立方メートルにつき128円の範囲内で市長の定める額を乗じて得た額とを合算した額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 4 第7条に規定する届出をしないで公共下水 道を使用又は廃止した者については、市長が 使用開始又は廃止の日を認定し、その日から、 又はその日まで使用料を徴収する。

(使用開始等の場合の使用料の算定)

第11条 1 略

2 第7条第1項前段の規定による届出をすべき 者が当該届出をしないで公共下水道の使用を 開始し、再開し、休止し、又は廃止したとき は、当該者が公共下水道の使用を開始し、再 開し、休止し、又は廃止した日を市長が認定 して、前項の規定を適用する。

<u>付 則</u>

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市下水道条例 第9条第1項及び第3項の規定は、この条例 の施行の日以後に排除された汚水に係る使用 料について適用し、同日前に排除された汚水 に係る使用料については、なお従前の例によ る。

(委任)

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行 について必要な経過措置は、市長が定める。

種	別	条例	番号	議案第1	48号	所	管	水道局経営部管理課	
件	名	尼崎市水道事業	 終 於 条	例の一部を	改正する	5条例	りにつ	ついて	
	内								

P3

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)等の制定により、消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、料金に係る消費税及び地方消費税相当額の改正等を行うため、規定の整備を行う。

2 改正内容

(1) 水道料金(第30条及び第33条関係)

料金について規定する第30条第1項、第5項及び第6項並びに専用給水設備に係る料金計算の特例について規定する第33条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

- (2) 口座振替等による場合の料金の特例(第38条の2関係) 口座振替又は自動払込みの方法により納入する場合における料金計算の特例について規定する第38条の2中「53円」を「54円」に改める。
- (3) 分担金(第39条の2関係)

給水装置の新設又は改造工事の申込みの際に納入する分担金について規定する第39条の2第2項及び第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

3 施行期日

平成26年6月1日

ただし、分担金に係る改正規定は、平成26年4月1日とする。

尼崎市水道事業給水条例

改正後

汉正1友

第30条 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

$2 \sim 4$ 略

(料金)

- 5 前各項の規定にかかわらず、私設消火栓により消防演習の用に水道を使用した場合の料金は、1個につき、1回の使用時間10分ごとに550円として計算した額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 6 前各項に該当しない料金は、使用水量1立 方メートルにつき636円を超えない範囲内 で管理者が定める額により計算した額に<u>10</u>0分の108を乗じて得た額(その額に1円 未満の端数があるときは、これを切り捨て る。)とする。

7 略

(専用給水設備による水道使用者がある場合の料金の計算の特例)

第33条 専用給水設備の使用水量を計量するときの料金は、各戸の使用水量は均等とみなし、かつ、口径20ミリメートル以下の量水器がそれぞれ各戸に設置されたものとみなして、第30条第2項の規定により各戸ごとに計算した額の合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 略

(口座振替等による納入の場合の料金の特例)

第38条の2 水道使用者が口座振替又は自動 払込みの方法により料金(定例日に計量した 使用水量をもって算定する料金に限る。)を納 入する場合は、第30条、第31条、第33 現 行

(料金)

第30条 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

$2\sim4$ 略

- 5 前各項の規定にかかわらず、私設消火栓により消防演習の用に水道を使用した場合の料金は、1個につき、1回の使用時間10分ごとに550円として計算した額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 6 前各項に該当しない料金は、使用水量1立 方メートルにつき636円を超えない範囲内 で管理者が定める額により計算した額に<u>10</u> <u>0分の105</u>を乗じて得た額(その額に1円 未満の端数があるときは、これを切り捨て る。)とする。

7 略

(専用給水設備による水道使用者がある場合の 料金の計算の特例)

第33条 専用給水設備の使用水量を計量するときの料金は、各戸の使用水量は均等とみなし、かつ、口径20ミリメートル以下の量水器がそれぞれ各戸に設置されたものとみなして、第30条第2項の規定により各戸ごとに計算した額の合計額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 略

(口座振替等による納入の場合の料金の特例)

第38条の2 水道使用者が口座振替又は自動 払込みの方法により料金(定例日に計量した 使用水量をもって算定する料金に限る。)を納 入する場合は、第30条、第31条、第33 条及び第35条の規定にかかわらず、これらの規定により算定されたその者の料金の額から54円(当該料金の額が54円を超えないときは、当該料金の額)を控除した額をその者の料金の額とする。ただし、水道使用者の責めに帰すべき事由により管理者が最初に期限として指定した日を経過した後に料金を納入する場合は、この限りでない。

(分担金)

第39条の2 1 略

2 前項の規定により納入する分担金の額は、 次の表の左欄に掲げる量水器の口径に応じ、 それぞれ同表の右欄に掲げる金額に<u>100分</u> <u>の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、量 水器の口径を増径する改造の場合の分担金の 額は、改造後の量水器の口径に応じた分担金 の額から改造前の量水器の口径に応じた分担 金の額を控除した後の額とする。

(次の表略)

3 前項の規定にかかわらず、専用給水設備に 係る分担金の額は、各戸が専用する給水管の 口径と同口径の量水器(専ら住居の用に水道 を使用する場合にあっては、口径20ミリメ ートル以下の量水器とする。)がそれぞれ各戸 に設置されたものとみなして、各戸ごとの当 該量水器の口径に応じた同項の表に掲げる金 額の合計額に100分の108を乗じて得た 額とする。

4 • 5 略

条及び第35条の規定にかかわらず、これらの規定により算定されたその者の料金の額から53円(当該料金の額が53円を超えないときは、当該料金の額)を控除した額をその者の料金の額とする。ただし、水道使用者の責めに帰すべき事由により管理者が最初に期限として指定した日を経過した後に料金を納入する場合は、この限りでない。

(分担金)

第39条の2 1 略

2 前項の規定により納入する分担金の額は、 次の表の左欄に掲げる量水器の口径に応じ、 それぞれ同表の右欄に掲げる金額に<u>100分</u> <u>の105</u>を乗じて得た額とする。ただし、量 水器の口径を増径する改造の場合の分担金の 額は、改造後の量水器の口径に応じた分担金 の額から改造前の量水器の口径に応じた分担 金の額を控除した後の額とする。

(次の表略)

3 前項の規定にかかわらず、専用給水設備に係る分担金の額は、各戸が専用する給水管の口径と同口径の量水器(専ら住居の用に水道を使用する場合にあっては、口径20ミリメートル以下の量水器とする。)がそれぞれ各戸に設置されたものとみなして、各戸ごとの当該量水器の口径に応じた同項の表に掲げる金額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。

4 · 5 略

種	別	条例	番号	議案第149号	所管	水道局経営部管理課			
件	名	尼崎市工業用力	く道条例の	の一部を改正する	条例につ	いて			
	内								

内

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)等の制定により、消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、料金に係る消費税及び地方消費税相当額の改正を行うため、規定の整備を行う。

2 改正内容

(1) 料金(第31条、第35条関係)

工業用水道料金及び量水器貸付料金について規定する第31条第1項及び工業 用水道の使用を休止した場合における料金算定について規定する第35条第3項中 「100分の105」を「100分の108」に改める。

3 施行期日

平成26年4月1日

ただし、改正後の料金は、平成26年5月以後の月分から適用する。

尼崎市工業用水道条例

改正後 現 行

(料金)

第31条 料金は、工業用水道料金と量水器貸付料金との合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 略

(料金の算定)

第35条 1・2 略

3 使用者が第24条の規定により管理者の承認を得て工業用水道の使用を休止した場合においても、基本料金の額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の料金を徴収する。

(料金)

第31条 料金は、工業用水道料金と量水器貸付料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 略

(料金の算定)

第35条 1・2 略

3 使用者が第24条の規定により管理者の承認を得て工業用水道の使用を休止した場合においても、基本料金の額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の料金を徴収する。

種	別	条例	番号	議案第150号	所 管	交通局経営企画課				
件	名	尼崎市乗合自動	助車乗車 #	料条例の一部を改]	Eする条例	列について				
	内容									

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の 一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)等の制定により、消費税及び地 方消費税の税率が改正されることに伴い、乗合自動車乗車料のうち普通乗車料及び回 数乗車料を改定するとともに、利用促進の観点等から所要の改正を行う。

なお、乗車料の改定にあたっては、国土交通省からの通達に基づき、事業全体の増 収率が消費税の引上げ率である108/105の範囲内となるよう利用頻度等に配 慮しつつ、調整を行うものである。

2 主な改正内容

(1) 乗車料(第2条関係)

保護者等が同伴する未就学児(1歳未満の乗客を除く。)が無料となる人数につ いて、「1人」を「2人まで」に改める。

(2) 乗車料の額(第3条関係)

第3条第1項第1号及び第3号を次のとおり改める。

ア 普通乗車料 (第3条第1項第1号)

大人 1乗車につき 200円→210円

小児 1乗車につき 100円→110円

イ 回数乗車料(第3条第1項第3号)

大人 11乗車につき 2,000円→2,100円

小児 11乗車につき 1,000円→1,100円

3 施行期日

平成26年4月1日

尼崎市乗合自動車乗車料条例

改正後

(乗車料)

- 第2条 乗合自動車に乗車する者(以下「乗客」 という。)は、次条及び第6条第1項の規定 により定められた乗車料を納めなければな らない。ただし、1歳未満の乗客及び乗客(6 歳に達する日の属する年度の末日までの間 にある者(以下「未就学児」という。)を除 く。以下「保護者等」という。)が同伴する 未就学児(1歳未満の者を除く。)である乗 客(保護者等1人につき2人までに限る。) は、無料とする。
- 2 乗車料は、均一制とし、次条第1項第2号 及び第4号に<u>掲げる</u>乗車料の場合のほか、1 運転系統乗切制とする。

(乗車料の額)

- 第3条 乗車料の額は、次の各号に掲げる乗車 料の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲 内に<u>おいて、</u>自動車運送事業管理者(以下「管 理者」という。)が定める。
 - (1) 普通乗車料

ア 大人 1乗車につき <u>210 円</u> イ 小児(<u>1 歳に達する日から 12 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある</u>者をいう。次号及び第 3 号において同

じ。) 1乗車につき 110円

- (2) 略
- (3) 回数乗車料

ア 大人 11乗車につき <u>2,100円</u> イ 小児 11乗車につき <u>1,100円</u>

(4) 略

2 前項第1号の規定にかかわらず、他の自動車 運送事業者の乗合自動車と競合する運転区間 に係る同号に掲げる乗車料で、当該他の自動 車運送事業者の運賃との調整を必要とするも のについては、管理者が定める。 現行

(乗車料)

第2条 乗合自動車に乗車する者は、この条例 に定める乗車料を納めなければならない。た だし、1歳未満の小児及び保護者が同伴する 1歳以上及び6歳未満の小児(保護者1人に つき1人に限る。)は、無料とする。

2 乗車料は、均一制とし、次条第1項第2号 及び第4号に<u>規定する</u>乗車料の場合のほか、 1運転系統乗切制とする。

(乗車料の額)

- 第3条 乗車料の額は、次の各号に掲げる乗車 料の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲 内に<u>おいて</u>自動車運送事業管理者(以下「管 理者」という。)が定める。
 - (1) 普通乗車料

ア 大人 1乗車につき 200円

イ 小児 (<u>12 歳未満の</u>者をいう。次号及び 第 3 号において同じ。) 1 乗車につき 100 円

- (2) 略
- (3) 回数乗車料

ア 大人 11乗車につき <u>2,000円</u> イ 小児 11乗車につき 1,000円

(4) 略

2 前項第1号の規定にかかわらず、他の自動車 運送事業者の乗合自動車と競合する運転区間 に係る乗車料で、当該他の自動車運送事業者 の運賃との調整を必要とするものについて は、管理者が定める。

種	別	条例	番号	議案第151号	所 管	交通局運輸課				
件	名	尼崎市貸切自動	助車乗車料	科条例の一部を改]	三する条例	別について				
	内									

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)等の制定により、消費税及び地方消費税の税率が改正されることに伴い、貸切自動車乗車料に係る消費税及び地方消費税相当額を改正するため、規定の整備を行う。

- 2 改正内容 第2条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。
- 3 施行期日 平成26年4月1日

尼崎市貸切自動車乗車料条例

改正後	現行
(乗車料)	(乗車料)
第2条 貸切自動車を使用する者は、次	第2条 貸切自動車を使用する者は、次
に掲げる運賃と料金との合計額に <u>100</u>	に掲げる運賃と料金との合計額に <u>100</u>
<u>分の 108</u> を乗じて得た額(その額に 1	<u>分の 105</u> を乗じて得た額(その額に 1
円未満の端数があるときは、これを切	円未満の端数があるときは、これを切
り捨てる。)の範囲内で自動車運送事	り捨てる。)の範囲内で自動車運送事
業管理者(以下「管理者」という。)	業管理者(以下「管理者」という。)
が定める乗車料を納めなければなら	が定める乗車料を納めなければなら
ない。	ない。
(1)・(2) 略	(1) • (2) 略
2 略	2 略

種	別	その他	番	号	議案第152号	所	管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件	名	工事請負契約に	こつし	いて	(成徳小学校本校舎	余棟等		 [編強工事)

内容

- 1 契約の相手方尼崎市玄番南之町5番地6
- 2 契約金額 197,100,00円(※金額は消費税等相当額8%を含む。)

株式会社トータルサプライ 代表取締役 柄谷 順一郎

- 3 契約の方法一般競争入札(制限付)
- 4 開札年月日 平成25年10月23日
- 5 工事内容

本校舎棟耐震補強工事

鉄筋コンクリート造り (一部鉄骨造り) 3階建て 1棟

延べ面積 3,826平方メートル

主な工法 鉄骨ブレース工法

東便所棟耐震補強工事

鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟

延べ面積 231平方メートル

主な工法 開口閉塞

西便所棟耐震補強工事

鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟

延べ面積 172平方メートル

主な工法 開口閉塞

体育館耐震補強工事

鉄筋コンクリート造り (一部鉄骨造り) 2階建て 1棟

延べ面積 926平方メートル

主な工法 鉄骨屋根補強

耐震補強工事に伴う電気設備工事

y 機械設備工事

6 工期

契約締結の日から390日間

開札結果表

開札年月日 平成25年10月23日 件 成徳小学校本校舎棟等耐震補強工事 名 落札者名 ㈱トータルサプライ 落札金額 182,500,000円 予 定 価 格 205, 250, 000円 最低制限価格 174, 462, 000円 第1回目入札金額(円) 入 札 者 名 第2回目入札金額(円) ㈱トータルサプライ 219,000,000 182, 500, 000 大松建設(株) 219, 600, 000 191,600,000 ㈱オカモト・コンストラクション・ 205, 000, 000 212,000,000 システム ㈱三田工務店 辞退 244, 200, 000 ㈱鍵田組 263, 000, 000 辞退 海月建設(株) 辞退 ㈱吉川組 辞退 宮崎建設㈱ 辞退

(※ 金額は消費税等相当額8%を含まない。)

種	別	その他	番号	議案第153号	所 管	障害福祉課
件	名	指定管理者の指	量定につい	いて(尼崎市立身体	本障害者が	デイサービスセンター)

内

容

1 施設名・所在地

尼崎市立身体障害者デイサービスセンター(以下「センター」という。) 尼崎市七松町3丁目8番8号

2 指定管理者

尼崎市三反田町1丁目1番1号 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団 理事長 村山 保夫

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

4 選定方法

平成25年9月2日から10月10日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査、プレゼンテーション等による面接審査を実施し、選定した。

5 応募団体 1団体

6 選定理由

社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団は、選定委員会において設けた5区分の選定基準①「利用者の平等な利用が確保されること」、②「センターの効用を最大限に発揮するものであること」、③「センターの管理を安定して行う能力を有していること」、④「管理運営経費が適当であること」及び⑤「その他指定管理者として適当であること」に基づいて評価を行った結果、センターの指定管理者として適切な団体であるとの同委員会の意見を受け、この意見を妥当であると判断した。

種	別	その他	番号	議案第154号	所 管	高齢介護課
件	名	指定管理者の指	旨定につい	いて(総合老人福祉	上センター	-)
				内	容	

1 施設名・所在地

総合老人福祉センター(以下「センター」という。) 尼崎市東難波町4丁目9番25号

2 指定管理者

尼崎市東大物町1丁目1番2号 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 理事長 公門 將彰

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日(5年間)

4 選定方法

平成25年9月19日から10月4日まで公募を行い、5人の外部委員からなる 選定委員会において、事業計画書などの書類審査、プレゼンテーション等による面接 審査を実施し、選定した。

- 5 応募団体 1団体
- 6 選定理由

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会は、選定委員会において設けた5区分の選定基準①「利用者の平等な利用が確保されること」、②「センターの効用を最大限に発揮するものであること」、③「センターの管理を安定して行う能力を有していること」、④「管理運営経費が適切であること」及び⑤「その他指定管理者として適切であること」に基づいて評価を行った結果、センターの指定管理者として適切な団体であるとの同委員会の意見を受け、この意見を妥当であると判断した。

種	別	その他	番号	議案第155号	所管	住宅管理担当
件	名	訴えの提起につ	ついて(弦	書物明渡し等請求 🛚	事件)	
				+	120	

1 提起理由

市営住宅等の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、住宅の明渡し及び損害 賠償金の支払を求めるもの。

2 当事者

(1) 原告

尼崎市 代表者 稲村 和美

(2) 被告氏名及び滞納金額等(5名)

	氏 名	滞納 月数	滞納金額
1		3 1	491,777円
2		1 6	325,280円
3		1 0	269,667円
4	*	2 2	855,300円
5	*	1 5	707,300円
	計	2,649,324円	

※ 平成25年10月31日現在の数値